



社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

業務の質的負荷を重視した労災認定

今回のヒューマン・プライム通信では残業時間だけではなく、業務の質による負荷により労災認定となった裁判の記事をピックアップしました。そもそも過労死と、労災認定になる認定基準は3点あります。

1. 異常な出来事

2. 短期間の過重業務

3. 長期間の過重業務

今回の記事では死亡前6ヶ月間の月平均時間外労働は56時間で、評価の目安で業務と発症の関連性が強いと認められる6ヶ月間の平均時間外労働80時間には満たない時間数でも労災認定となる裁判例が紹介されています。

過労死での労災認定では記事にもある通り、労働時間の量に重きが置かれる傾向がありますが、今回の裁判では大口取引先のクレーム対応や複数回の出張が短期間にあったことから、業務内容の負担も総合的に評価をされての労災不支給の取消となりました。

この判決から長時間労働だけではなく、業務内容の負担に対する配慮も今後重要となってくる判決となったのではないのでしょうか。

残業月56時間で労災認定

業務の質的負荷重視

クレーム対応や出張など

裁判所
高崎
福岡

卸売りの営業に従事していた労働者が心停止で突然死したのは過労を原因とする労働災害として、遺族が労災不支給の取消しを求めた裁判で、福岡高等裁判所宮崎支部(西川知一郎裁判長は、1審を支持し、遺族の主張を認めた。死亡前6ヶ月間の残業は、月平均約56時間だったものの、死亡1週間前から、大口取引先とのクレーム対応に追われたり、3回の出張があったことを考慮し、精神的、身体的負荷が高かったとした。

同労働者は、平成15年から宮崎県の会社で量販店へ食品などの卸売りに関する営業に従事していた。健康診断では、血圧や脂質、心電図検査でわずかに異常があるが、日常生活に支障がないときとされていた。
24年5月16日、同社が大口取引先に卸した鶏の

25日の出張後帰宅したのが、深夜に倒れているところを妻が発見され病院へ搬送、死亡が確認され心停止と判断された。37歳だった。
妻は労災申請をしたが、不支給となり、審査請求も棄却されるなどしたため提訴した。

炭火焼きについて、購入者から「異臭がする」とクレームが入った。同月18日と25日に福岡、23日に鹿児島に出張し、説明などのクレーム対応をしている。同商品は自主回収となり、契約打ち切りの話も出ていた。また、20日は休日だったが、同取引先への電話対応に追わ

を約56時間と認定。それだけで「相応の疲労」を蓄積させるには足りるとした。
クレーム対応について、相当な精神的負荷を伴うと評価。大口の取引先であり、自主回収まで至っているためである。死亡直前の3回の出張に關しては、6時に出発し22時に戻る過密なもので、移動に往復4〜8時間かかり、大きな身体的負荷を伴うとした。

福岡高裁宮崎支部は、1審宮崎地裁同様、不支給処分取消しを命じた。労働時間、クレーム対応、出張の精神的、身体的負荷から総合的に判断している。
同高裁は、パソコンの稼働記録から、死亡前6カ月間の月平均残業時間

厚生年金保険料率が9月分(10月納付分)より変更

一般: 18.182%	→	一般・坑内員・船員: 18.3%
-------------	---	------------------

一般・坑内員・船員の保険料率とも同一の**18.3%**に。

(労働新聞9月11日付)

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。